



「医療機関・薬局間の情報」の共有・標準化等について

医薬局総務課

医療DX工程表/経済財政運営と改革の基本方針2024

医療DX工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）（抄）

（3）電子カルテ情報の標準化等

①電子カルテ情報の標準化等

また、医療情報を薬局側に共有できるよう、薬局におけるレセプトコンピュータ・薬歴システムにおける標準規格（HL7 FHIR）への対応を検討する。加えて、薬局側から医療機関側に提供される、服薬状況等のフィードバック情報に関し、その内容や共有方法、必要性等についても今後検討する。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

（医療・介護・こどもDX）

医療・介護の担い手を確保し、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進するため、必要な支援を行いつつ、政府を挙げて医療・介護DXを確実かつ着実に推進する。このため、マイナ保険証の利用の促進を図るとともに現行の健康保険証について2024年12月2日からの発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、「全国医療情報プラットフォーム」を構築するほか、電子カルテの導入や電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX、PHRの整備・普及を強力に進める。調剤録等の薬局情報のDX・標準化の検討を進める。

健康・医療・介護情報等利活用検討会 電子処方箋等検討ワーキンググループ

会議の趣旨

健康・医療・介護情報利活用検討会（以下「検討会」という。）の検討事項のうち、主として電子処方箋の更なる機能拡充等に係るシステム開発や運用ルールに関する検討を行うため、電子処方箋等検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

構成員

新垣 淑仁 保健医療福祉情報システム工業会事業企画推進副室長

石井 夏生利 中央大学国際情報学部教授

大道 道大 日本病院会副会長

小野寺 哲夫 日本歯科医師会常務理事

川上 純一 日本病院薬剤師会副会長

木倉 敬之 全国健康保険協会理事

田河 慶太 健康保険組合連合会参与

鳥飼 幸太 群馬大学医学部附属病院システム統合センター准教授

長島 公之 日本医師会常任理事

原口 亨 日本薬剤師会副会長（*）

○ 山口 育子 認定 NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長

横尾 俊彦 全国後期高齢者医療広域連合協議会会長

○ 主査

開催実績

第1回（令和5年6月8日）

- ・電子処方箋の追加機能等について

第2回（令和5年9月27日）

- ・電子処方箋の追加機能等について

第3回（令和6年1月11日）

- （1）薬剤トレーサビリティの取組みの紹介
- （2）院内処方への対応
- （3）薬局起点の医療情報の共有について

第4回（令和6年3月29日）

- （1）院内処方への対応
- （2）内服薬の1回量・1日量の記載について

第5回（令和6年6月19日）

- （1）電子処方箋の普及状況等について
- （2）今後の開発状況について

第6回（令和6年9月24日）

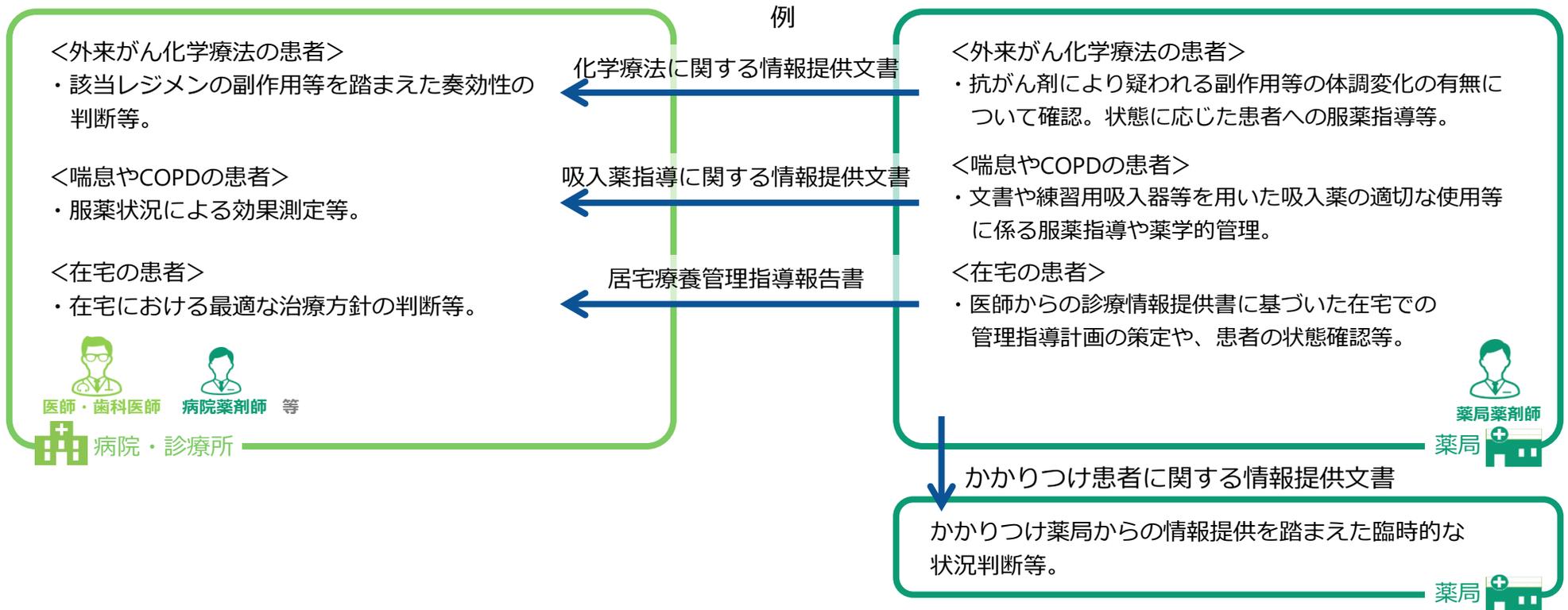
- （1）電子処方箋管理サービスの機能追加について
- （2）「医療機関・薬局間の情報」の共有・標準化等について

（※）令和4年度までは非公表の検討会として検討を行っていたが、議論に透明性を持たせるため、令和5年度から、健康・医療・介護情報利活用検討会の下に公開の会議として位置づけ。

（*）第5回までは、渡邊大記副会長が対応。第6回以降、原口亨副会長へ構成員変更。

「医療機関・薬局間の情報」の共有・標準化等について

- 薬局では、処方箋に基づき薬剤師が調剤した薬剤に係る情報のほか、患者への服薬指導に係る情報が保有されている。これらの情報は、他の医療機関・薬局に郵送やFAX等で文書として共有されている。このような薬局から他の医療機関等*へ共有される情報は、服薬情報提供書（トレーシングレポート）等と呼ばれ、医療保険上においても薬局から医療機関への情報が要件に組み入れられている。
(※) 医療機関・薬局以外にも、介護施設等に共有されることがある。
- 既に電子処方箋を導入している薬局の中には、調剤結果登録において、電子処方箋のコメント欄に医療機関の医師へのコメントを記載し、伝達をしている場合がある。電子処方箋のコメント機能が医療従事者間のコミュニケーションを促進する効果はあるが、あくまでコメントを記載する機能であり、また、情報伝達のタイミングが電子処方箋の発行時や調剤結果登録時に限られることとなる。
- このため、電子処方箋等検討ワーキンググループにおいて、薬局から医療機関等への電子的な情報共有について、検討を行っている。



現状の薬局から医療機関等へ共有されている情報について

- 診療報酬の要件において、医療機関・薬局の連携の中で、情報共有を行う項目及び様式が示されている。様式は、これに準ずるものの使用も容認されている。

例1) 区分15の5 服薬情報等提供料

- ・ 保険薬局において調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握し、保険医療機関に当該情報を提供することとなっており、様式1-1、別紙様式1-2又はこれに準ずる様式の文書等に必要事項を記載し、交付することとされている。
- ・ 様式には以下の項目を記載することができる。

様式1-1	様式1-2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者情報 ・ 情報提供の概要 ・ 処方薬の情報 ・ 併用薬剤等（要指導・一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む。）の情報 ・ 処方薬剤の服用状況（アドヒアランス及び残薬等）及びそれに対する指導に関する情報 ・ 患者、家族又は介護者からの情報（副作用のおそれがある症状及び薬剤服用に係る意向等） ・ 薬剤に関する提案等 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者情報 ・ 受診中の医療機関、診療科等に関する情報 ・ 現在服用中の薬剤一覧 ・ 患者の服薬状況（アドヒアランス及び残薬等） ・ 併用薬剤等（要指導・一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む。）の情報 ・ その他

- ・ 上記項目に留意事項通知で示されている以下内容を記載することとされている。
 - ア 当該患者の服用薬及び服薬状況
 - イ 当該患者に対する服薬指導の要点
 - ウ 服薬期間中の患者の状態の変化等、自覚症状がある場合はその原因の可能性のある薬剤の推定
 - エ 当該患者が容易に又は継続的に服用できるための技術工夫等の調剤情報

例2) 区分14の3 服用薬剤調整支援料

- ・ 複数の保険医療機関から内服薬が合計で6種類以上処方されている患者に対して、患者若しくはその家族等の求めに応じて、保険薬局の保険薬剤師が、重複投薬等の解消に係る提案を検討し、報告書を作成し、処方医に対して送付することとなっており、様式3又はこれに準ずるもので行うとされている。
- ・ 例示されている様式には留意事項通知で示されている内容等を記載することができる。

様式3

- ・ 患者情報
- ・ 受診中の医療機関、診療科等に関する情報
- ・ 現在服用中の薬剤一覧
- ・ 重複投薬等に関する状況
- ・ 副作用のおそれがある患者の症状及び関連する医薬品名
- ・ その他特記すべき事項（残薬及びその他の患者への聞き取り内容等）

現状の薬局から医療機関等へ共有されている情報について

各地で使用されているトレーシングレポート等の確認結果等について

- トレーシングレポート等による薬局から医療機関等へ情報共有に当たっては様々な様式が使用されており、様式等の情報収集を行った。その結果の概要及びパターン別の事例は以下のとおり。

パターン1

- 記載項目を規定せず、汎用的な様式になっているもの。
 - ・ 患者情報や、同意有無についての記載項目が定められているもの。
 - ・ 共有される情報の概要についてはチェックボックスで指定できるものやフリーテキストで記載できるもの。
 - ・ その他の項目については「所見」や「薬剤師からの提案」、「返信欄」が設けられているもの。
 - ・ 処方薬の情報、併用薬剤等（要指導・一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む。）の情報、処方薬剤の服用状況（アドヒアランス及び残薬等）及びそれに対する指導に関する情報、患者・家族又は介護者からの情報等については「所見」の欄に記入することが想定されているもの。 他

パターン2

- 様式1-1、1-2、3に各地域に必要な項目や、目的に応じて専門的な項目を付加したもの。
 - ・ 各地域で目的（がん化学療法、糖尿病での血糖管理等）に応じて、「患者・家族又は介護者からの情報」について詳細な項目を定めているもの。
 - ・ 特にがん化学療法の副作用モニタリングについてCTCAE（有害事象共通用語標準）5.0に基づきグレード評価を記載できるようになっているもの。
 - ・ 禁忌薬、アレルギー歴、副作用歴について詳細に記載できるようになっているもの。
 - ・ 血糖降下薬服用の際に低血糖の有無を記載できるようになっているもの。
 - ・ オピオイド系鎮痛薬を使用している患者のNRS（Numerical Rating Scale）やブリストルスケールによる便の性状分類で記載できるもの。 他

パターン3

- 様式1-1、1-2、3の項目にとらわれず、各地域や目的に応じて必要な項目を定めたもの。
 - ・ 吸入薬指導報告書、薬学的管理指導計画に基づく報告書等。
 - ・ 吸入薬指導報告書について吸入手順ごとにチェックボックスにより患者の理解度の評価を記載できるようになっているもの。
 - ・ 医師・歯科医師との事前合意による変更調剤報告書。
 - ・ 薬学的管理指導計画に基づく報告書であって在宅服薬指導における食事・排泄・運動機能・睡眠に関する情報を記載できるもの。
 - ・ 薬局において検知した患者のインシデント・アクシデントの事例を報告できるようになっているもの。 他

- FAXで送られたトレーシングレポート等について、医療機関の職員が電子カルテに打ち込んで電子的に閲覧できるようにしている実態等がある。

「医療機関・薬局間の情報」の共有・標準化等について

- 薬局から医療機関等へ共有されている情報についても、電子的な共有を進めることで、以下のようなメリットが考えられるのではないかと。

（医療機関・薬局）

- ・ 現状では薬局がFAX等でトレーシングレポート等を、医療機関等の求め等に応じ医療機関に送付し、医療機関側で電子カルテへ反映しているが、その一連の手間が減り、情報を利活用しやすくなる。
- ・ 医療機関・薬局間の情報連携が進み、コミュニケーションが円滑化する。
- ・ 紙スペースの削減や、電子化の促進等にも繋がる。

（患者）

- ・ 医療機関・薬局間の連携が進み、適切なコミュニケーションが促進され、副作用の重篤化の回避等や最適な処方の検討等、医療の質の向上に繋がる可能性がある。

- 医療DXの工程表に基づき、様々な情報共有の取り組み（施策）が進められており、オンライン資格確認の基盤を元に、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築が進められている。
- 電子処方箋の普及拡大や、電子カルテ情報共有サービスの構築等も進められている中、情報の受け手である医療機関等の負担や実情も踏まえ、医療機関・薬局間で共有されている情報の電子的な取扱い（標準化含む）をどう考えるか、引き続き関係者を交えて議論を進める必要がある。

（注）今後、医療DX全体の進捗状況とも整合性を取りながら検討を進める。